

平成24年2月定例会

県土整備委員会説明資料(その2)

企 業 局

目 次

I 提出予定案件	1
1 県営電気事業の売電料金等について	1

I 提出予定案件

1 県営電気事業の売電料金等について

(1) 売電料金の額 日野谷発電所, 坂州発電所, 川口発電所及び勝浦発電所の予定供給電力の売電料金
平成24年度及び平成25年度 各2,539,073,250円

(2) 売電の期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間

(3) 売電料金の徴収の方法 次の表の支払区分により, 各月の売電料金を翌月の20日までに支払を受ける。

平成24年度及び平成25年度支払区分		
月 別	基本料金	電力量料金
4月から翌年2月まで	1月につき 169,348,200 円	各月の実績供給電力量1キロワット時につき1円49銭を乗じた額に消費税等相当を加算した額
翌年3月	169,345,050 円	